

# 羽咋市市民憲章推進基金 助成金のご案内

「わたしたちはみんなで」の市民憲章に基づき、地域活性化、魅力向上、歴史の継承など、心豊かなまちづくりに自発的に取り組む団体活動を支援します。

## ◆助成金額と助成期間

1件あたり上限額

**30**万円

対象経費の

**9/10**

※活動に伴う参加費、協賛金、国、他の地方公共団体又は公共団体からの助成金、その他の事業収入を控除した額（1,000円未満切り捨て）

※助成は同一年度1団体につき1事業。

※活動が複数年に渡る場合は、**最長3年間**まで継続申請が可能（年度毎に要審査）

## ◆募集・申請スケジュール

6/1(月)～7/31(金)

1 → 2 → 3 → 4  
申請 選考審査 交付・実施 報告

### 申請書は市HPからダウンロードください

予算書や規約等を添付し申請ください。

事業完了後30日以内に実績報告（領収書・活動写真添付）が必要です。

## ◆助成対象団体

- ✓ 5人以上で構成されており、継続して広く参加者を募集していること
- ✓ 活動拠点または事務所が羽咋市内にあること
- ✓ 1年以上の継続的な活動実績があること
- ✓ 宗教活動又は政治活動を目的としないこと
- ✓ 暴力団との関係がなく、公序良俗に反しないこと
- ✓ 市税等の滞納がないこと

## ◆助成対象活動

次のいずれかの市民憲章実践活動で、広く一般市民に開かれた（構成員のみを対象としない）**市内の活動**で、**営利を目的としない**、**羽咋市の他の助成等の対象とならないもの**

### 歴史・教養

郷土の歴史を尊重し教養を高める活動

### 自然・環境美化

自然を保護し環境美化を推進する活動

### 社会・家庭教育

社会を浄化し健全な家庭教育を育む活動

### ボランティア・地域

助け合いの精神で地域コミュニティを振興

## ◆助成対象経費

対象区分	具体的な経費例（直接必要なもの）
報償費 旅費	講師や出演者等への謝礼、旅費
需用費 役務費	消耗品、印刷製本費、通信運搬費、保険料、広告掲載料
委託料 使用料	看板製作・調査委託 会場使用料・機材賃借料
修繕料 備品購入費	事業に直接必要な会場、機器、機械等にかかる修繕料・備品購入費

## ♥これまでの支援実績

**1,900**万円以上

羽咋市市民憲章推進基金「らぶ♥はくい基金」から生じる利子を財源として、これまで多くの熱意ある市民活動を支援してきました。

## ♥市民憲章推進協会 会員の募集

協会運営会費

年額**1,000円**

協会の趣旨にご賛同いただける会員の募集しています。生涯学習課窓口へのご持参、または口座振込にて納入ください（振込手数料をご負担願います）。

北國銀行 羽咋支店（普通）No.147604  
羽咋市市民憲章推進協会

「いい人いいまち 実践します みんなのちかい」

### 市民憲章とは

昭和48年に市制15周年を記念して制定。当時の青年・女性団体有志が休日や夜間を利用し、無作為に選ばれた1,000名の市民に面接調査を敢行。「こんな市民になるう」「こんなまちにしたい」という希望や意見を「市民協働のちかい」としてまとめられたものです。

申請書提出・お問い合わせ窓口

羽咋市 教育委員会 生涯学習課



0767-22-9331

MAIL

gakusyu@city.hakui.lg.jp

